

あなたが作った作品が人に使われた場合、個別に許可を出したか、使用方法が宣言されていない場合(黙認)の全ての使用は日本の法律上では全て「違法」ですので、現在でも、それらの表明をしないことは二次創作物の作者を全て「犯罪者」とすることになります。

そのような状態から脱却するための選択肢として、以下のような方法が考えられます。

- 全部個別に許可を出す(許可の有無表示方法は別途検討)
 - メッセージへの電子署名とかそういうセキュリティ方面の話もカバーする？
- 許諾条件を宣言
 - 「ケーススタディ」を参照
- 二次創作許可な既存のライセンスを宣言
 - クリエイティブ・コモンズの組み合わせのいずれか ([クリエイティブ・コモンズについて](#))

ケーススタディ

東方関係

- [上海アリス幻楽団創作物の二次創作・使用関連ページ \(タッカー氏\)](#)

「フルスロットル」の例

- <http://www.realand.jp/taro/>
- [ニコニコモンズ](#)?

[クリエイティブ・コモンズについて/コメントログ](#)から引用

- 2ch発祥曲として知られる「ちんこ音頭」と「フルスロットル」の2曲は、著作権や二次使用について明確な意思表示をしていたと記憶しています。この2曲の事例も付記すると参考になると思います。両曲ともにまとめサイト(「フルスロットル」はバイク板TEAM2chまとめサイト)があります。(出勤前なのでリンク貼れなくてごめんなさい。) -- (名無しさん) 2007-12-21 08:15:59
- 上記の「フルスロットル」についての、CD発売元の表示。(<http://www.realand.jp/taro/>)

著作権管理除外項目

原則として商用目的でないこと
再アレンジorリミックスor再歌唱を施したもの 歌詞掲載
映像データと一体化されたもの(原曲も可) ライブ演奏(商用も可)
CD収録楽曲データの再配布をしない形式での配信(例:ストリーミング・ラジオ等の配信/原曲も可)

使用上の注意

誤解が生じないように、当該使用楽曲について出来る範囲で著作者の明記をお願いします。
(作詞・作曲・編曲・歌唱 程度で結構です)

個人HPでMP3を配布している人は、とりあえずこれを参考に貼ったらどうだろう? -- (名無しさん) 2007-12-22 08:49:34